# 令和5年6月天栄村議会定例会会議録目次

# 第 1 号 (6月6日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1
職務のため出席した者の職氏名2
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
議事日程の報告
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告4
例月出納検査の結果4
陳情の付託·······4
村長行政報告
一般質問
大 浦 トキ子 君
熊 田 喜 八 君
北 畠 正 君32
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
第 2 号 (6月8日)
議事日程4 1
本日の会議に付した事件 4 1
出席議員4 1
欠席議員4 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名42
職務のため出席した者の職氏名 4 2
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
却生第1号の上程 - 説田 - 哲経

報告第2号の上程、記	説明、質疑	疑	······ 4 4
議案第1号の上程、記	説明、質疑	疑、討論、拮	采决4 5
議案第2号の上程、記	説明、質疑	疑、討論、抗	采决4 7
議案第3号の上程、記	説明、質疑	疑、討論、拮	采决4 8
陳情審查報告			····· 5 1
各委員会閉会中の継続	続審査申占	出	5 3
表彰状伝達			5 5
日程の追加			5 6
発議案第1号の上程、	、説明、質	質疑、討論、	、採決
発議案第2号の上程、	、説明、質	質疑、討論、	、採決
招集者あいさつ			6 0
閉会の宣告			6 0

6 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

## 令和5年6月天栄村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年6月6日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 例月出納検査の結果

日程第 5 陳情の付託

日程第 6 村長行政報告

日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トコ	テ子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻		男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	大多	頁賀	渓	仁	君	10番	服	部		晃	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 幸 君 副村長揚 浩 之 君 添 田 勝 妻 参 事 兼 教育長 長 場 壮 夫 君 小 Щ 富美夫 君 総務課長 参事兼 企画政策 塚目 典 子 君 税務課長 弘 昭 君 熊 田 課長兼会 計管理者

参 事 兼 健康福祉 内 Щ 晴 路 君 森 和 昭 君 住民課長 課 長 産業課長 芳 賀 信 弘 君 建設課長 櫻 井 幸 治 君 湯 本 支 所 長 星 裕 治 君 教育課長 関 根 文 則 君 生涯学習 黒 濹 伸 君 課 長

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さつき

書 記 小 針 陽 平

書 記 渡 邉 久 美

◎開会の宣告

○議長(服部 晃君) おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和5年6月天栄村議会定例会にご参集をいただき、 誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和5年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和5年6月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求 いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(服部 晃君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 揚 妻 一 男 君

7番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(服部 晃君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長(円谷 要君) おはようございます。会期の報告。

今定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る5月30日、午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和5年6月天栄村議会 定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月6日より9日までの 4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日より6月9日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに決定いたしました。

# ◎諸般の報告

○議長(服部 晃君) 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

# ◎例月出納検査の結果

○議長(服部 晃君) 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了 承願います。

#### ◎陳情の付託

○議長(服部 晃君) 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの件につきましては、所管の総務常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

#### ◎村長行政報告

○議長(服部 晃君) 日程第6、村長行政報告。

村長より令和5年6月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。 村長、添田勝幸君。

### 〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) おはようございます。

本日ここに、令和5年6月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告2件、議案3件を提案し、ご審議いただくわけでありますが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日より感染症法の位置づけが 2類相当から5類に移行しましたが、今後、再流行するおそれもあることから、引き続き、 村民の皆様に対して感染防止対策の情報提供に努めてまいります。

ワクチン接種につきましては、令和6年3月末まで公費負担による接種が延長され、本村においては5月20日より、初回接種を完了している65歳以上の方、基礎疾患を有する方及び 医療従事者の方を対象にワクチン接種を実施しております。

次に、総務関係につきましては、5月19日に、本年第2回目の駐在員会議を開催いたしました。これから本格的な梅雨の時期を迎えるに当たり、地区自主防災組織における防災対策、災害時の避難行動、新型コロナワクチンの春開始接種などについて、ご協力をお願いいたしました。

また、村民の皆様の直面する課題やニーズを把握し、よりよい行政サービスの提供に資するため、村民の皆様にご意見やご提言を投函いただく目安箱を役場庁舎玄関、生涯学習センター玄関、湯本支所玄関北側の3か所に設置するとともに、村ホームページ上にもデジタル目安箱を開設いたしました。提出された意見等につきましては、必ず私が目を通し、今後の村づくりに活かしてまいります。

次に、防災関係につきましては、5月31日に、近年頻発する地震や大雨による災害を想定 した職員の災害対応訓練を実施いたしました。災害時に円滑な対応が図られるよう実施した もので、今後も訓練を重ね、的確な災害対応に努めてまいります。

次に、5月9日に関東天栄ふるさと会の役員会が開催され、第43回総会を7月9日に東京 グリーンパレスにおいて開催することが決定されました。4年ぶりとなる対面での開催とな りますので、議員の皆様方には、ぜひ足をお運びいただきますようお願いいたします。

次に、少子化対策事業につきましては、5月17日に本年度第1回目の村少子化対策プロジェクトチーム会議を開催し、子育て世帯の現状や課題について協議を行いました。今後も会議を重ねながら効果的な事業を検討し、少子化施策に反映できるよう努めてまいります。

次に、エネルギー・食料品等の物価高騰対策関係につきましては、まず、物価高騰の影響を受けている村民生活や地元経済を支援するため、全村民に対して、1人当たり1万円のてんえい村民応援商品券を5月26日から発送いたしました。

また、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、昨年度受給された世帯に対して5月31日に支給いたしました。

さらに、本年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、本定例会に関連予算を上程しており、議決いただき次第、速やかに支給してまいります。

次に、子育て支援につきましては、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、本年4月から保育料を無償化するとともに、保育所を利用せずご家庭で保育している保護者を対象とした、すくすく家庭保育応援金を、1歳未満のお子さんには1人当たり月額3万円、1歳以上3歳未満には月額1万5,000円にそれぞれ支給額及び支給対象者を拡大し、支給することとしております。

また、村の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、3月29日に子宝祝金と記念品を、 第1子2組、第2子5組、第3子5組、第4子1組のご家庭に贈呈いたしました。

次に、高齢者支援につきましては、昨年度実施したニーズ調査の結果を踏まえ、第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定を進めております。

次に、健康づくり事業につきましては、6月22日より住民総合健診を実施することとして おります。生活習慣病をはじめ、疾病の早期発見や早期治療はもちろんですが、疾病そのも のを予防するため、多くの方に健診を受けていただけるよう、受診勧奨を行っております。

次に、自殺予防対策につきましては、5月10日に村内の教職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、思春期の子どもたちの悩みや不安の傾向、相談時における具体的な方法等について学んでいただきました。

次に、マイナンバーカード交付事業につきましては、本年2月末日でマイナポイント対象の交付申請は終了となりましたが、来年10月からの保険証一体型への移行促進を図るため、引き続き交付申請の受付を行っております。今後は申請した方への交付について、1日でも早くお手元にマイナンバーカードが届くよう、交付窓口の休日設置等の対応を図ってまいります。

なお、本年4月末日のマイナンバーカード交付率は75.7%となっております。

また、本年4月よりマイナンバーカードを利用したコンビニ交付を開始いたしました。4 月末の実績では、住民票、印鑑証明書、戸籍証明、戸籍の附票などの証明を合わせて54件の 交付となりました。 次に、税務関係につきましては、4月24日に大里小学校の6年生7人を対象に租税教室を 開催し、税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及、啓蒙に努めました。

収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、4月から5月末の出納 閉鎖期間にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等による滞納整理の推進 に努めました。

また、本年度から、携帯電話等を利用したQRコード決済を開始し、納税の利便性の向上を図りました。また、納付が困難と見込まれる納税者に対する納税相談を早めに行い、新たな未納の発生防止に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度より実施している大里第29地区の沢邸、外5字の 地籍測量と所有者による閲覧、さらには新規地区の大里第30地区の安養寺、外7字の一筆地 調査の実施に向け準備を進めております。

次に、5月27日に農林水産物直売施設、道の駅「季の里天栄」の完成記念式典を執り行い、 村議会議員の皆様をはじめ、国会議員、県議会議員の先生方及び関係機関・団体の代表者に ご臨席をいただき、道の駅「季の里天栄」のリニューアルオープンを祝いました。当日は、 多くのお客様に買い物などを楽しんでいただき、道の駅は賑わいを見せておりました。今後 も多くの方にお越しいただき、村農林水産物の振興と地域活性化につながるよう取り組んで まいります。

また、現在、カーポート整備工事及び広場施設整備の実施設計を進めており、早期完了を目指してまいります。

次に、農業関係につきましては、令和5年産米の生産調整について、県から示された需給 安定のための目標の達成に向け、推進を図っておりますが、米の需要が減少していることな どから米価の低迷が懸念されております。村といたしましては、引き続き関係機関・団体と 連携し、米価維持と農業経営の安定を図るため、飼料用米等の非主食用米や野菜、花卉等の 高収益作物への転換を推進するとともに、減収補塡対策としてナラシ対策や農業収入保険制度への加入を推進してまいります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業により、現在、上松本字長久保地内の約12へクタール及び牧之内字日向久保地内の約13へクタールの森林整備を実施しております。

また、有害鳥獣対策につきましては、5月末現在における有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ 16頭、ツキノワグマ4頭、鹿17頭、ハクビシン16匹となっております。

次に、商工観光につきましては、5月10日、11日に、教育旅行の誘致として、仙台市立沖野中学校の受入れを行いました。

同校の生徒112名が村内ペンションに分宿し、天栄村ふるさと夢学校と村が主体となり、

JA夢みなみ、地元農家等の協力の下、農業体験や自然探索等の体験学習を行いました。今後も、教育旅行の誘致に努めるとともに、旅行での体験を通して本村の魅力を発信してまいります。

旅行者も徐々に増え始め、明るい兆しが見えてきた宿泊業ではありますが、今般のエネルギー価格高騰の影響が重なり、経営が苦しい状況にあるため、経営の継続支援として、村観光協会との連携の下、6月1日より泊まってエールキャンペーンを開始し、観光誘客を図ってまいります。

6月4日には、二岐山山開きを開催いたしました。多くの登山愛好者が訪れ、初夏の爽や かな二岐山を楽しんでいただきました。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、道路施設の予防保全を図るため、児渡 滝田線外2路線の舗装打換工事を4月に着手いたしました。今後も他路線の状況を確認しな がら整備を進めてまいります。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、道路法に基づく近接目視点検による 2巡目の橋梁定期点検が昨年度完了したため、点検結果の分析を踏まえた橋梁長寿命化修繕 計画策定業務委託を5月に着手いたしました。

次に、繰越事業である補助治山事業の新林地区補助治山工事、小規模治山事業の児渡地区 小規模治山工事が5月に完了いたしました。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業として、芹沢地区の配水管布設替工事の実施に向け、測量設計業務委託を4月に着手いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、4月6日に令和5年度入学式を開催し、全ての小学校に計28名、天栄中学校に37名の新1年生が入学いたしました。

また、4月10日には幼稚園入園式を開催し、天栄幼稚園に35名、湯本幼稚園に1名の新入園児が入園いたしました。

本年度の入学式は、コロナ禍前と同様に開催いたしました。

また、非常時における学びを保障できるよう、児童・生徒及び教職員へオンライン授業や タブレット学習について研修を実施しております。

次に、4月18日に村教育方針説明会を各学校の全教職員参加の下開催し、「村はひとつ学校はひとつ願いはひとつ地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育」を基本理念とした、学校・家庭・地域が連携した取組を推進する重点施策について説明を行い、教育行政の目標について共通理解を図りました。

また、5月11日に、つなぐ教育推進会議を開催し、令和3年度から実施している小中英語 パートナーシップ事業の理解を深めました。

この事業は、これまでの本村の英語教育への取組が高く評価され、県中管内において本村

が県の指定を受けているものであります。

小・中学校のつながりをより強くし、子どもたちの、特に英語を話す力・書く力を高め、 英語で発信する力を育んでいくことを目標とし、本村での実践内容を県中管内の小・中学校 の先生方に見ていただく機会を設け、成果を発表する予定であります。小・中学校の事業で はありますが、幼稚園も加え、一丸となって本事業に取り組んでまいります。

また、天栄中学校では、昨年度から総合的な学習の時間を利用し、1年間を通して、ふるさとである天栄村を探求的に学ぶ「ふるさと・夢プロジェクト」を実施しております。村の財産である「人・もの・こと」を活用しながら自己の生き方を考え、夢の実現につなぐため、天栄ならではの学習を進めるもので、4月13日の第1回目は、中学校において「村長の特別授業」として、私自らが村の魅力と行政の取組などについて話す機会をいただき、私の思いを中学生に伝えさせていただきました。また、中学生が考える村の課題や思い描く将来像についても意見交換をすることができ、大変貴重な時間となりました。

次に、湯本中学校につきましては、3月13日に議員の皆様にご臨席賜り、閉校式を挙行いたしました。その後、湯本中学校閉校記念事業実行委員会の主催による閉校記念式典が開催され、思いをつなげた76年間の歴史に幕を下ろしました。

また、5月21日には、実行委員会主催による閉校記念碑除幕式が開催され、湯本中学校に 対する感謝の気持ちが込められた記念碑が建立されました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、5月13日に広戸・大里・牧本の各小学校で運動会が開催されました。子どもたちは練習を重ね、その成果を存分に発揮し、保護者へ披露することができました。

また、5月18日に県中地区陸上競技大会が開催され、天栄中学校において、共通男子110メートルハードル及び四種競技(総合)、女子1年1500メートルにおいて、県大会出場権を獲得したほか、5月30日、31日の岩瀬支部中体連総合大会では、サッカー、バドミントン女子団体及び個人ダブルス、テニス男子個人シングルス及びダブルス、女子個人シングルスで県中大会出場など、すばらしい成績を収めております。

次に、生涯学習関係につきましては、放課後子ども教室において、大里小学校で42名、牧本小学校で49名、計91名、放課後児童クラブにおいて、広戸小学校で59名の児童が、放課後の安全な居場所として活用しております。自主学習や運動など様々な活動を行う中で、子ども同士、学年を超えた交流が図られるばかりでなく、安全管理員や活動指導員などの地域の方と触れ合うことで、学校だけでは学ぶことのできないふるさと教育の実践も図られております。今後とも、子どもたちの安全に配慮しながら事業を実施してまいります。

本年度で7年目となる地域学校協働活動事業につきましては、地域による学校の支援から、 地域と学校の連携、協働へと発展させることを目指し、コミュニティースクールの充実を図 ることとしており、この事業の一環として、小学生、中学生から大人、幼児と親を対象とした英会話教室を5月から開始いたしました。

また、てんえい村民教室として、高齢者を対象とした寿大学や、幅広い年齢を対象にした 各種講座・教室も順次開講し、生涯学習の推進に努めております。

3月26日には、第4回天栄村演芸大会を開催いたしました。3年ぶりの開催となりましたが、当日は天栄山黄金太鼓保存会による勇壮な太鼓の演奏に始まり、踊りや民謡、カラオケなど29の演目が披露され、来場者と出演者が一緒に楽しむ会となりました。

次に、湯本地区につきましては、本年も「湯本地域元気いっぱい花いっぱいプロジェクト」 として、ヒマワリを数多く咲かせ景観の向上を図るため、種を各世帯に配布し、地域を挙げ た運動を行っております。

5月14日には、4年ぶりとなる湯本地区大運動会が開催され、幼稚園、小学校の子どもたちに加え、地域住民や首都圏の大学生らも参加され、運動会を通じて世代を超えた交流や住民のつながりが図られました。

また、健康維持や体力アップを図る、ヨガ、バドミントン、卓球、親子サッカー教室、高齢者の憩いの場となっている「つるし飾り教室」や、地元のよさの再発見や知識力向上のための「スキルアップ講座」、心身の健康増進と楽しく充実した生活を送るための「湯本いきいきまなび大学」などを実施しております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告2件、議案3件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 令和4年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告及び報告第2号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告につきましては、いずれも繰越額が確定いたしましたので、報告するものであります。

議案第1号 天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありますが、 委員9名の任期が7月19日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでありますが、福島県市町村総合事務組合の構成団体である田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散し、本組合から脱退したため、改正を行うものであります。

議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算につきましては、集会施設等整備事業補助金、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、山村開発センター修繕事業の増などにより、歳入歳出それぞれ5,373万5,000円を追加し、予算総額を42億3,423万5,000円とするものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議 の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和5年6月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長(服部 晃君) これで村長の行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長(服部 晃君) 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は3名でございます。質問は、最初に3番、大浦トキ子君、 次に8番、熊田喜八君、1番、北畠正君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が 出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

### ◇ 大 浦 トキ子 君

○議長(服部 晃君) 初めに、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。 3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番(大浦トキ子君) 1、今年度の国保税について。

消費税10%増税により、購買力は落ち、景気は悪くなっております。村は積立金を活用して国保税の引下げをするべきと思いますが、次の点について伺いたい。

- 1、令和4年度国民健康保険特別会計の繰越金はあるのか。あるとすれば幾らか。
- 2、5月31日現在の国保積立基金は幾らか。
- 3、国保税を1世帯当たり1万円引き下げ、その不足分を国保基金から充当した場合、基金はどのくらいになる見込みか。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

1点目の令和4年度国民健康保険特別会計の繰越金につきましては、まだ確定はしておりませんが、約2,600万円となる見込みであります。

2点目の5月31日現在の国民健康保険基金の金額につきましては、1億24万6,285円であります。

3点目の充当した場合の基金残高につきましては、4月末日現在の国保加入世帯が761世

帯ですので、5月末日の基金残高から761万円を減じた9,263万6,285円となります。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 滞納者はいるんでしょうか。また、いるとすれば何名で、金額は幾 らになるでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

令和5年5月31日時点の滞納者及び滞納額でございますが、滞納者113世帯、滞納額4,646 万4,696円であります。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 滞納者に対してはどのような処置をしているんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

滞納者への対応でございますが、滞納世帯につきましては、窓口納付、保険者証の更新時に生活の実態、収入の状況等を聞き取りながら、その世帯ごとに納税できる金額を誓約し、毎月納付していただくよう、納税相談を行っております。納税相談後、決められた日にちに納付されない場合には、電話や直接訪問をし納付の催告を行っているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 滞納額が761万ですよね。滞納額が761万ということは、昨年と比べるとどのようになっているのでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

前年度との比較でございますが、本年度は8世帯の減、滞納額で16万6,072円の減となっております。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) なかなか、滞納者もいるようですが、窓口で納税相談なんかしていらっしゃるようでありますが、やはり今、物価高くなりまして、消費税も10%、景気は悪くなっております。また、村民の生活は大変苦しくなっておりますので、このようなときこそ1万の引下げをした場合、滞納者も少なくなるのではないかと思います。来年度はぜひ引き下げてほしいと思います。

以上です。

次の質問に移ります。

2、学校給食費の無料化について。

急激な物価高騰で村民の生活は大変な状況です。学校給食費の無料化及び補助は、県内59 市町村の中44市町村となっております。そこで、次の点について伺いたい。

- 1、現在3分の1の補助となっておりますが、保護者の負担は月額幾らになるのか。
- 2、2分の1の補助の場合、保護者の負担は月額幾らになるのか。
- 3、全額無料にした場合、村の負担は小学校・中学校においてどのくらいになるのか。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

1点目の3分の1の補助の場合、1人当たりの保護者の月額負担は、小学校で約2,800円、中学校で約3,200円であります。

2点目の2分の1の補助の場合、1人当たりの保護者の月額負担は、小学校で約2,100円、中学校で約2,400円であります。

3点目の全額補助した場合の村の負担につきましては、小学校で約1,054万3,000円、中学校で約634万2,000円となります。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 村のほうも3分の1の補助しているということで、大変、父兄の方からは、保護者の方からは、助かりますという声があちらこちらで聞かれております。

それで、今3分の1なんですが、半額の補助をしている市町村、喜多方市、石川町、浅川町、矢吹町、鮫川村、この5町村となっております。今現在、半分。そういうことで、3分の1で補助をいただいて、保護者の方は大変助かっておりますが、もうちょっと村のほうの財政も考えていただいて、2分の1くらいにしていただければ助かりますという声が大変多く寄せられておりますので、その点は村長さんはどのように考えておりますか。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

前にも申し上げたかと思うんですが、まだ財政状況見ながら段階的な対応をさせていただきますというようなことでございます。議員のところにもそういう声が寄せられておりますが、私のところにも多くの声も寄せられておりますので、財政状況見ながら判断をしてまいりたいというようなことでご理解をいただければと思います。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 村長さんは財政の状況を見極めながら、前向きな検討をして、前向

きだか分からないですが、検討をしたいというような考えでありますので、ぜひこれは、59 市町村のうち44市町村がもうそういう無料化あるいは一部補助となっておりますので、村長 も前向きに、もうちょっと財政の状況を考えながら検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休議いたします。

(午前10時41分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長(服部 晃君) 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。 8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番(熊田喜八君) 一般質問の通告で2点ほど質問させていただきます。

第1点目、防犯対策について。

最近、若者による強盗事件が多発しており、福島県でも4件起きております。3月の議会では、村も防犯カメラを要所要所には設置しておりますとのことでしたが、西小屋の火災では暗くて映っていませんでした。これでは何のための防犯カメラか分かりません。防犯カメラの点検はしているのか。また、設置場所の資料と今後の対策と対応をどのように考えているのか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

「村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、現在まで設置した28か所、42台全てについて、夜間撮影に対応した赤外線暗視型を採用し、作動状況、電源設備及び録画状況等の保守点検を実施しておりますが、撮影距離や撮影範囲に限りがあるため、離れた場所などは撮影できなかったり、映像が不鮮明になってしまう場合があります。

また、主要道路には令和3年度と4年度で防犯カメラの設置は完了しており、他の路線につきましては、交通量などの状況を踏まえながら整備に努めてまいります。

あわせて、村民一人一人の防犯意識の向上を図ることも重要であり、村民、事業者、警察

署等との連携を密にし、犯罪被害の防止に向けた意識啓発や、犯罪に関する情報の発信など、 地域一体となって防犯対策と治安維持に努めてまいります。

なお、防犯カメラの設置場所につきましては、お手元の資料によりご確認願います。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうしますと、今の村長の答弁では、この前の西小屋の火災では防犯 カメラに映っていなかったということで、赤外線カメラに変えたということでよろしいんで すか。その点を、点検して、この前聞いたときには暗くて見えなかったということで、警察 と消防署が確認したときには赤外線じゃなかったから映っていなかったと。それを今度は赤 外線で映るように。

あと、どのくらいの幅、この前の西小屋の場合は40メートルくらい、50メートルくらいでしたよね、距離が。そして暗くて見えなかったということで。点検した結果、今度は新しい、書き換えたのか。その点と、あと、赤外線のカメラの場合は、今リースでやっているのか買取りでやっているのか。リースの場合は幾らなのか。あとは買取りの場合は幾らなのか。今、村長の答弁では、点検して、全部換えたと理解してよろしいんですか、赤外線のカメラに。その辺のことに対して答弁をお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

まず1点目の、赤外線カメラの件でございますが、確認をさせていただきましたところ、 先ほどの答弁にもございましたように、今設置しているものは既に赤外線カメラを装備して いるものでございまして、その点で変更したということではございません。

続きまして、西小屋地区の防犯カメラのところでございますが、元々、赤外線カメラはついておりましたが、場所的に暗視カメラで、赤外線で撮ったわけでございますが、それの範疇の先に火災があったというところでございまして、そこまではっきり映っていなかったという状況でございます。また、赤外線カメラのどのくらいの見える範囲かというところでございますが、仕様的には40メートルから50メートルくらいというふうには書かれておりますが、私ども現場のほうで確認をさせていただきましたが、細かくまではいかないんですが、人として認識できるのが約30メートルくらいということで把握しているところでございます。

[「リースと買取りの場合の金額」の声あり]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) 失礼いたしました。リースのほうでございますが、現在 リースは保守で込みのリースを使っておりまして、年額としますと約26万円くらい、そちら には保守とリース代が含まれますが、26万円くらいというふうなところでございます。

続きまして、購入のほうでございますが、購入で保守がないという場合は、年額、購入し

ておりますので、耐用年数5年で割りますと、というところでの積算でございますが、購入した部分のでいきますと年額4万5,000円ほどの金額となっているところでございます。また、購入して保守もかけている、年2回ほどの保守をしているところでございますが、そこの部分もございまして、そちらは年額10万3,000円ほど、平均しますと経費としてかかっているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) リースの場合は26万円、買取りの場合は4万5,000円、そのほかに10万というのは、点検で10万かかるというので、それはどうなんですか。リースの場合は点検はリース会社のほうでやりますよね、点検も。そして買取りの場合は4万5,000円と言ったけれども、10万というのは、これは何の10万なんですか。それを分かるように答弁してください。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

説明不足で大変失礼いたしました。

お手元の資料のほうご確認をいただければと思いますが、まず①から⑩までがこちらはリースで保守込みの部分でございます。先ほど申しましたように、こちらの部分は年額約26万円ほどかかっております。

続きまして11番から18番まで、こちらのほうでございますが、こちらも各施設のほうでございますが、こちらのほうは、保守は委託としてではなくて、村職員のほうで確認をできるということで、そういった点検はできるということでございますが、そちらのほうが11番から18番までが年額約4万5,000円というところでございます。

続きまして19番から28番まで、こちらは各主要道路に設置をしている防犯カメラでございますが、こちらは購入をいたしまして、この購入の部分で保守という、点検のほうでございますが、こちらのほう業者に委託しまして実施をしているところでございます。こちらが、この19番から28番までが約10万3,000円ほど年額かかっているというところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうすると、この19番から28番までが、その10万3,000円ですか。かかっていると。これは1台が13万と、そういう理解でよろしいんですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

1台10万3,000円というところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうすると、買取りで4万5,000円、保守点検で13万円、そうすると 合計約17万ということですか。そうすると、この11番から16番まではこれは誰が点検するん ですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

11番から18番まででございますが、こちら各施設についておるところでございます。各施設のほうでモニター等がございますので、各担当部局のほうで確認等をモニターのほうでしているというところでございます。もしモニターのほうで故障等があった場合には画面等に不具合ができますので、そういったところ、もしそういった事例がありましたらば、すぐに修繕等ができるということでございます。

また、先ほど、お話の中で、19番から28番まででございますが、こちらは年額10万3,000円というところでございまして、こちらは購入してそのほかに保守を頼んでいるということでございますので、先ほどの4万5,000円と合わせた数字ということではございません。この19番から28番までは購入及び保守も含めて10万3,000円というところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうすると、4万5,000円は買取りだから4万5,000円でやって、それに対して19番から28番までは年額1台10万3,000円の点検料がかかっている。そして11番から16番まではこれは各部署が点検しているということは、部署部署というのは、例えば小学校ならば小学校の教育課のほうでやるのか。何というんですか、健康センターとか生涯学習センターとか、これどういうふうに、点検というのはどういうふうにやっているんですか。その各部署部署ということは、各その保健センターなら保健センターの方がやるんですか、それは。保健センターというと住民福祉課のほうでやるんですか。その辺をもう少し、ここはどこがやる、ここはどこがやる、年に何回やっているんだか、その辺をもう少し詳しく教えてください。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

11番から18番まで、健康保健センターとか生涯学習センターとか、こういった部分にございますが、こちらでございますが、その施設内にモニター、テレビのようになっておりまして、そこにこう画面が出ております。そういったところで、もし故障した場合等でございましたらば、そこが消えたりとか、不具合が出てくるということでございますので、そういっ

たときには適宜、補修とか修繕とかそういったものがするような形になろうかと思います。 したがいまして、通常事務所の近くにございますので、そういったのは常時監視できる形に なろうかというふうに思っております。

また、15番とか16番の屋内運動スポーツ広場とか、運動場とか、農村運動広場のほうに関しましては、その防犯カメラの下にモニター等がついているところでございます。そこは月1ほど担当部局が確認をして、モニターのほうでちゃんと映っているかどうかというのを確認しているというところでございまして、そういった形で点検をしているというところでございます。

また、1番から10番に関しましては、保守点検を業者に頼んでおりますが、こちら先ほど申しましたように、カメラの不具合とか、例えば停電等で消えて電気が入っていなくて画面が映らないとか、そういった場合になりましたらば、自動的に保守点検を委託している業者さんが来まして、私どものほうにお知らせをして、画面等を確認をして適正に戻していただくというような形で保守をお願いしているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 話戻りますが、その西小屋の火事のときには、暗くて映っていなかった、それは点検前に事前に知っていたんですか。火事になって初めて分かったんですか。暗くて分からなかったと。その前に点検はしていたんですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

西小屋の火事等の件でございますが、先ほど申しましたように、年に何回か、月1ということでお話はさせていただいておりますが、そのくらいの現場のほうは見ていたかというふうに思います。ただ、先ほど申しましたように、私も確認をさせていただきましたが、防犯カメラのほうから100メートル以上はちょっと離れていたかなというふうに、歩幅で見た感じですが、100メートル以上は、火事のほうは離れていたかなというふうに感じているところでございます。

先ほど申しましたように、30メートルくらいは暗視カメラというか赤外線で見える形なんですが、100メートル先がはっきり見えるというところではなかったということで承知をしているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 私の聞いているのは、西小屋で火事になったときに暗くて見えなかったというのを事前にどのくらいまで見えるというのを把握、点検はしたんですかというのを聞いているの。

だから、火事になって見えなかったんじゃなくて、その前に事前にどのくらいの範囲、今聞くと40メートルか50メートルの範囲くらいは見えるけれども、赤外線の場合はどのくらいとか、赤外線でない場合はどのくらいとか、その辺を詳しく教えてください。

だから、事前に点検していたのかと、あとは火事になって、あなたは100メートルくらいと総務課長、今言ったけれども、距離的に100メートルはないでしょう、あそこは。あの防犯カメラから火事の場まで50メートルあるかないかくらいでしょう。その事前に点検したときに、私の聞きたいのは、どのくらいの範囲内で、その防犯カメラより。それが赤外線カメラの場合はどのくらいで、赤外線でない場合はどのくらいと。その辺をちゃんと点検して、事前にどのくらいの把握ができると、それを確認したのかということを聞いているんです。

○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、保守の部分で総務課のほうでは月に1度くらいは確認をしているというところでございます。ただ、カメラのほうでございますが、通常の日中でございますと、ある程度遠くまで映るというところでございますが、夜間に関しましては、先ほど申しましたように、赤外線で映るというところでございます。そこが、先ほど申しましたように、はっきり確認できるのは30メートルくらいは人が確認できるかなと。仕様では50メートルくらいと書いてありました。

距離的なところでございますが、私ども正式に測ったわけではございませんが、歩幅で測りましたらば、実際現場の映っている暗視カメラで見えるところまで行くのが約30メートルくらいだなというところで、30歩くらい歩きましたので。そのくらいかなと。そこから倍以上、今回西小屋で火災があったところは倍以上というところでございました。ので、その前に家がありまして、その奥が燃えたというところでございますので、かなり遠かったなというところで承知をしているところでございます。メートルはそこまで歩数測っておりませんが、そういったところで、実際的にはそこのところは赤外線カメラでもはっきりは映っていなかったなというところで承知をしたところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 私の質問が分からないのかな。私の言っているのは、事前に点検して、 火事の前にも点検していた、そのときに例えば距離的に長くて見えない場所だったと最初から分かっていたのか。それが赤外線だったらばそこが確認できたのか。それを聞いているんですよ。だから赤外線の、西小屋の場合、赤外線じゃなかったんでしょう。それが赤外線の場合はどのくらいの距離が見えるのかと。赤外線でない場合はどのくらいなのかとそこを聞いているんですよ。それを事前に確認して、新しく取り替えたのか、それを聞いている。村

長の場合は全部換えたみたいな答弁だったので、その辺を確認しているんですよ。

○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

赤外線カメラに換えたのかというところでございますが、こちらのほうは設置したときから赤外線カメラでございましたので、もともと夜間は映っているというところでございます。これは前回の答弁とはちょっと違うことでございますが、確認しましたところ、今村長の答弁にもございましたように、こちらに設置しているカメラに関しましては全て赤外線の機能を持っているというところでございます。

先ほど申しましたように、事前にというところでございますが、カメラの範囲は確認できると思いますが、実際火事がどこに、それは事前の部分でございまして、事前に火事がどこであるかというのは承知はできないところでございますので、火事後に行ったときにはそれくらいの距離があったので、やっぱり見えないなというところで承知をしたところでございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 私勘違いしていたのかな。じゃ、もともと、その西小屋の防犯カメラというのは最初から赤外線カメラだったというのでよろしいんですか。それでも見えなかったと。それで、赤外線カメラでもあの距離ではもう、何というか、確認することは不可能だと、そういう意味なんですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

今回の事例に関しましては、残念ながらそこの現場のところが赤外線カメラの範囲外だったということで、見えなかったというところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうしますと、赤外線カメラでも40メートル、50メートルくらいも把握できないというのは、それは事実なんですか。テレビなんかで強盗事件とかなんかありますよね。そうするとかなり、100メートルくらいのやつまでも映っていますよね。赤外線カメラで30メートルか40メートルくらいしか確認できないんですか。その辺、実際テレビなんかで見ますと、よく防犯の、テレビでやっていますけれども、あれは100メートルくらいのやつ映っていますよ。歩いている人も、アップに映すと顔までも見えるようになりますよ。そうすると、私の聞きたいのは、赤外線でも40メートル、50メートルくらいのやつは赤外線でも確認できないということで理解してよろしいんですか。

○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

テレビ等での部分は高性能の部分があるのかもしれません。私ども通常の防犯カメラを使っておりまして、そこの部分での仕様が50メートルくらい。私ども確認した中では、30メートルくらいまでだなということで認識をしているところでございます。したがいまして、そんなに遠くまでは映らないなという認識でございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 50メートルくらいのやつが映らない、それはカメラのあれなのかね、機種とか値段とか。例えばカメラ買うときに、どのくらいまでの範囲が見えるのかとか、そういうことを確認して、ただ防犯カメラつけただけで、たまたま火災があったときに暗くて見えなかったとか。そうすると、カメラが違うんですか。テレビなんかでやっているやつなんか、遠くのやつまで見えますよね。そうすると、カメラ自体がそのものが、距離の長く見えるカメラと短くしか見えないカメラと、そういうふうに理解してよろしいんですか。だから、そんなに40メートルくらいしか把握できない、要所要所につけても、ほとんど効果ないんじゃないですか、村長。40メートルとか30メートルくらいしか把握できないような防犯カメラでは、防犯カメラじゃないんじゃないですか、それでは。そんなに短い距離しか把握できないんですか、それは。その辺はちゃんとリース会社とか確認して、どのくらいまで範囲まで映るとかそういうのを確認してカメラをつけているんですか。その辺の答弁をお願いします。

業者とどのくらいまでの範囲は映るのか。40メートル、50メートルくらいしか映らないといったら、村中に40メートル、50メートルくらい、こんな要所要所つけてても、全然これでは足らないでしょう。ましてリースの場合は26万という、金額的に高いから、村長さん、これ要所要所にもっとつけてくださいなんて言えないですよ、金額的に高くて。そんなに防犯カメラは距離が短いんですか。防犯カメラつけるときに、業者とどのくらいまで映るのかという、そういうの確認してつけているんですか。40メートルとか50メートルくらいしか映らないのでは、これは防犯カメラになっていないでしょう、これでは。もう少し、要所要所につけても意味ないと思うんですけれども、どうなんですかそれ。それはカメラの機種によって違うのか、値段によって違うのか。その辺をもう少し分かるように説明してください。

○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

防犯カメラの性能でございますが、通常の防犯カメラと言われている、他のところでも使

われている防犯カメラの仕様で行っているところでございます。今ほどおっしゃられましたが、40メートルというのは真っ暗なところで赤外線が映すところでございまして、日中とか夕方等に関しましては、日中ですのでそういったときにはある程度遠くまで映っているところでございます。ただ真っ暗なところで、例えば何もない場合でしたら、それくらいの撮影範囲というか、はっきりわかる部分はそのくらいだというところでございます。

また、それでは役立たないんではないかというところでございますが、警察署等のほうに確認させていただきましたが、警察署等のほうでは、もし犯罪等がございましたらば、そういった情報提供、例えばそういったカメラ等の情報の提供がいただければ十分参考にさせていただけるというご回答もいただきましたので、もしそういった犯罪等がございましたらば、積極的に警察のほうにご協力をさせていただいて、犯罪の防止に役立てたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 私の聞いているのは、その防犯カメラというのはどのくらいまで映るのか、それを確認して、暗くて見えなかったのならば、その範囲内には防犯灯の見える範囲内、だから私の聞きたいのは、どのくらいの距離が見えるんですかと。暗かったらばそこに街灯をつけるとか何か方法があるでしょう。暗かったから見えなかったんだか、赤外線でも見えなかったとか、距離はどのくらいまで入ると。それは暗かったから見えなかったといったらば、その辺は街灯つけるとか何か方法を対策を考えるということをしなくちゃ、村のほうでそういうことを進めていかなくちゃまずいんじゃないですか。防犯カメラつけたんだけれども、暗かったから見えなかった、その範囲には街灯をつけるとか何か方法を考えなくちゃならないでしょう。暗かったから見えない。じゃ、防犯カメラつけても何の意味もないでしょう。暗かったんだったらその範囲内に防犯灯をつけるとか、そういう方法を考えなくちゃ駄目なんじゃないですか。そういう答弁しなくちゃ駄目でしょう。

そこが暗かったから見えなかった。距離は30メートル。明るかったら見えるのか。赤外線だったらどうなのか。だから最初からつけるときにはどのくらいの範囲見えるんですかと確認したんですかと、業者と。それは暗かったらば、30メートル、40メートルしか映らないですよというんだったら、じゃ、そこのところに防犯灯をつけるとか。防犯カメラをつけても、防犯灯がなければ、映らなかったらばそこに街灯をつけるとか、そういう方法を考えないの、普通考えるでしょう。暗かったから見えなかったんだったらば、そこのところに、その辺に防犯カメラで映る範囲内のところには防犯灯をつけるとか、そういう方法を考えなくちゃまずいんじゃないですか。

だから、赤外線カメラだったら何メートルまで映るんですかと聞いている、何十メートル まで映るんですかと。暗くて見えなかったら、それでは何の防犯カメラだか、意味をなさな いから。だったらばそのときには、その範囲内には防犯灯をつけるとかという方法を考えなくちゃ駄目じゃないですかと。そういう答弁をしなくちゃまずいんじゃないですか。私から言わせりゃ、暗かったから防犯灯をつけても意味がありませんと、それでは何の防犯カメラだか分かんないでしょう。だったらばそこのところに、防犯灯の見える範囲のところには、街灯をつけるとか何か方法を考えなくちゃまずいんじゃないですか。暗くて30メートル、40メートルしか見えませんでした。それでは防犯カメラつけても何の意味もないでしょう。だったらそこのところに、その範囲内にはちゃんと街灯をつけるとかと、そういう方法を考えないんですか。

村長、答弁くださいよ。どういうふうに考えるんですか、その防犯灯に対して。暗かったから見えない。距離はどのくらい見えるとかと。何回聞いても同じような答弁ばかりでしょう。対策を考えなくちゃ駄目でしょう。暗くて見えなかったらば、そこにその範囲内には、防犯カメラの見える範囲内には防犯灯をつけるとかと、そういう方法を考える、そういうことは考えていないんですか。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

一般的な防犯カメラというのは、要所要所のところに防犯カメラを設置しますよね。例えば交差点のところの電柱がある。そこからの距離であれば、夜間であっても、30、40メートルであればそこを通過したものについてはカメラとして記録もできますし、日中であればもっと範囲が広くできるというようなことで、一般的な防犯カメラの部分でございます。

今ほど、議員がおっしゃった、火災が発生したところについては、ただいま総務課長から答弁があったように距離がやっぱり離れていたと。真っ暗い中での赤外線のカメラであれば40メートル範囲までは映りますけれども、それ以外は当然そこには映らないカメラでございます、今ついているやつは。

ただ、議員がおっしゃるように、全部それを網羅しろというようなことであれば、何か所、すごい箇所、村内全域にそれを設置しなければならないという状況になってきます。ある程度その防犯、抑止力も見て、要所要所の場所、そこで例えば何か犯罪があった、そこを通過した、その車はどうだったのか。そういうための防犯カメラというようなことで、村は設置してまいりました。もっと広範囲であれば、もっと数も多くしなければならないし、防犯灯なんかももっと村内につけていかなければならない。なかなかそれは今、防犯カメラ1基当たりの金額、あとは維持管理等の費用もありますので、そういったところも考慮しながら、今後は設置も検討しなければなりませんが、なかなかそこは難しいところがありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 私もこれ聞いて、金額がリースの場合26万ですか、年間。これをもう少し多くつけてもらえるようにお願いしようと思ったんですが、あまりにもこれでは財源が大変なので、そこまでは申しませんけれども、今この資料もらったところに、これを見ますと、天栄村の入り口、入り口ね、要所要所。でもこの要所要所と見ますけれども、だから私3月の議会でも予算で聞きましたけれども、やっぱり天栄村の入るところね、要所要所。これだけはつけてもらいたいと思うんです。

あと今言ったように、火事に、これは西小屋につけたのは、西小屋にたしか8件か9件くらいの不審火があって、いまだ解決していませんよね。警察署のほうも放火なんだか、不審火。結局はいまだかつてこれは解明できていないので、それでつけたというのは分かっていますよね。でもそれでも、結局は暗くて分からなかった。じゃそこだったら、防犯灯がついていたらば、そこは確認できたのか。もしそこのところに、例えばそこに防犯灯がついていたらば、それは確認できたのか。防犯灯ついていても、そこは駄目だったのか。そこのところお願いします。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

今ここで、答弁はちょっとできないものですから、メーカーなり技術的な部分、そういったところを確認しながらまたお答えをしたいと思います。そこは確認次第、これからちょっと確認をして、その後お答えをしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これ、私もその値段を聞いて、リースの場合26万、これ年間26万ですよね、1台ね。これ、例えば100基つけたなら260万になるわけだよね。多額な金なのでそこまでつけてくれとは私言えませんけれども、天栄村の入り口、入り口ね、要所要所。これだけは村民が安心して、村外から、最初にも言いましたけれども、結局何というんですか、高校生とか訳の分からないSNSで、今、一般常識では考えられないような強盗事件が多いわけですよ。そうすると、天栄村には、天栄村の入り口に、あと3か所くらいつければいいんじゃないですか。要所要所、見たとこ見ると。天栄村の要所要所で。だから湯本の西郷からの入り口とかね。だから、私の見たところでは4か所くらいかな、これあとつけてもらいたいところは。だから完全に村の入ってくる要所要所。それもちゃんと入ってきても、ちゃんと管理のできるようなね。

私、村長も知っているとおり、元公安にいた方と、いろいろ相談したんですけれども、リースのほうが一番点検もあるし、リースのほうがいいと言っていましたけれども、まさか金

額がこんなにかかるとは思わなかったです。1基26万というとえらい金額だ、もう少し安いのかと思ったらば、管理で26万というとこれ大変だ。だからせめてあと、私が見たところは、湯本の入り口とかね、あと、長沼のほうの天栄中学校ですか、天栄中学校のところに入っていますけれども、道路のほうにも分かるようについているんですか、長沼のあれは。何というんですか、長沼のところから入って来る方からも分かるように。それ中学生をメインにしてつけているのか、村外から車来たのも分かるように入っているのか。この辺も教えてください。

○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

この主要道路につけております19番から28番に関しましては、道路の脇の電柱から道路を 照らしてというか、映しているという形になりますので、先ほどのお話いただきました天栄 中のところでございますが、天栄中の側のほうに映して道路を全部把握しているというよう な形を取っているところでございます。ほかの道路に関しましても、同じように道路脇の電 柱から映しているという形を取っているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これは防犯対策についてですけれども、これは何というか、県とか国の補助金とかそういうのはないんですか、これは。全然ない、全部、例えば公安委員会とか国、県のほうからそれに防犯カメラに対して補助金とかそういうのは一切ないということでよろしいんですか。これは全部、村単独でやるということでよろしいんですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) お答えいたします。

現時点におきまして、県に確認いたしましたが、そういった補助事業は今のところはないということで伺っておりますので、そういった形で今単独で進めているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 村長にお願いしますけれども、これ県とか国のほうとも交渉して、そして防犯対策、そして今はその考えもつかない若者の強盗事件が多いですから、県とか国、県会議員とか国会議員の先生方にもお願いして、せめて国からとか県からも半額くらいの補助金をもらうように、そういうふうに村長のほうからも努力して、そして安全安心な村づくりをしてもらうように、村長のほうからもぜひ国、県のほうにも働きかけて補助金もらえるように頑張ってください。

これで1点目終わります。

○議長(服部 晃君) ただいま、一般質問の途中でございますが、昼食のため1時30分まで 休みます。

(午前11時43分)

○議長(服部 晃君) 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) では、2点目について質問させていただきます。 介護対策について。

現在、老人ホームの待機者が何名いるのか。今後、後期高齢者がますます増加して介護施設に入りたくても入れない方が出てくると思われますが、村はどのような対策や対応を考えているのか伺いたい。

- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。 〔村長 添田勝幸君登壇〕
- ○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

特別養護老人ホームの待機者は現在5名で、入院中の方を除く在宅での待機者は2名であります。また、本村における65歳以上の高齢者数は6月1日現在1,987名で、高齢化率は37.6%と年々上昇しておりますが、高齢者数が最も多くなるとされている令和22年における本村の高齢者数は、人口減少に伴い1,500名程度まで減少すると推計されています。

村といたしましては、こうした状況や高齢者の方々のご意見、ご要望を踏まえながら、令和6年度から3年間を計画期間とする、第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定を進め、適切な介護サービスの提供や、介護予防事業、健康づくり事業の推進に努めながら、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これは何度も私も質問したんですけれども、結局はこれから老人ホームに対して、今、待機者5名と言っていましたけれども、前に質問したときと大体同じくらいの人数ですよね。前回質問したときには1,989人ですか、65歳以上の方々が。一番あれは90代以上が166名いたんですけれども、これは去年ですか、去年のたしか9月の議会で質問したんです、ちょうど1年前ですね。そうすると私の懸念しているのは、結局は2人暮らしとか、そして片方が介護で、何というんですか、お互いに介護者が介護するようになるような事態が出てくると思うんですよね。村長が答弁しましたけれども、今後どのような対策を

するかと聞きましたけれども、もう少し具体的にお願いします。

○議長(服部 晃君) 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長(森 和昭君) お答えいたします。

先ほど村長の答弁にもありましたとおり、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきまして、今年度策定する予定でございますが、高齢者の方の介護サービスのニーズ等を3年に1回調査を行いまして把握してございます。そのニーズを踏まえまして、介護サービスのほうを確保すべく、村のほうでは計画に沿ってそのサービスを確保するような施策ですか、そちらのほうを展開する予定でおります。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 結局は介護老人ホームを増やすということですか。そういうことでよ ろしいんですか。

私の聞きたいのは、結局今の老人ホームの場合は、たしか12万とか13万ぐらいの金額だと記憶しておりますけれども、結局今、国民年金ですか、6万とか7万くらいしかもらっていない方がいるという、この前聞いたときそのような感じで聞きましたけれども、6万、7万では、入りたくても入れない高齢者がこれからどんどん増えてくるという、そういうことを懸念して質問しているので。

だから、今現在、待機者が今5名と言ったんですか、ところが、これが今、90歳以上の方が前回のときに166名がいるということですよね、その90歳以上の方が。そうするとこの方々は息子さんとか娘さんとか一緒にいて、それで面倒の見られる方と見られない方が出てくると思うんですよ。

まして大山団地の場合は、この前総務課長に確認してもらったけれども、大山団地だけでも60歳以上の方が122名いるんですよね。そうするとこの方々は、今親子で居住しているというのは5軒か6軒くらいなんですよね。そうすると、80歳以上とかそういう方々がこれからどんどん増えてくる。

そうすると、例えば私が介護の世話になるときに、うちの女房が介護ができないような事態が出てくると思うんですよ、そういう事態が。そのことに懸念して、もう少し安価な老人ホーム、前にも言いましたけれども、湯本の中学校が廃校になったので、その湯本中学校を何とかその老人ホーム、ホームというのではなくてアパート方式にやっているようなそういう市町村もあるので、そういう考えはないかということを前に村長に質問したところ、村長は地域の方々と相談して、今後の対策を考えていきますと、そういうふうな答弁だったと思います。

私の言いたいのは、結局は入りたくても入れないというのを、金額的に入れない人が出て

くるということを懸念しているんです。だからもう少し、せめて10万円以内で入れるような 方法を考えてもらえないかと思って、結局は今の老人ホームみたく一人、個室というんです か、個室じゃなくて10名とか8名くらいの大部屋にすればもう少し安価でできる。それも村 のほうで単独でできるような方法はないかと思って今回は質問しているわけでございますけ れども。そういう考えはあるのか。

また、大里小学校とか広戸小学校、湯本小学校、牧本小学校も、将来的には小中学校の合併を進めているわけですよね。その空き教室をどのように考えているか。村長さんは8つの目標に対して、老人が安心して暮らせる村づくりをしますということに関連して、だから今後老人が安心して暮らせるのには、もう少し安価で、安い値段でできるような方法を考えてもらいたくて今質問しているわけでございますけれども、そういう考えをあるか、ないか。

だから今、5年後、6年後のことを話しているんじゃないです、10年、20年後には必ずそういう時代が来ますので、今のうちから考えておかないと、20年、30年後には入りたくても入れない。病院のほうも3か月ぐらいは面倒見ますけれども、結局は3か月でまた次の病院探すのに大変で、私もそういう方々からお願いされて、何度も病院に頼まれましたけれども、なかなか病院のほうも、結局はなかなか入れないんです。そこで、私の考えは、もう少し安く入れるように。子どもさんに負担をかけないようにとか、そういうふうな考えをぜひ聞きたいと思って再度こういう質問をしたんですけれども。執行部と村のほうの、村長の考え、あと村長ばかりでなくて、いろいろな組み合わせがあると思うんですよね。最初それから聞いて、長くなってしまうと答弁も大変ですから、区切ってやります。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

議員おっしゃるように、これまでも老人ホームへの入居待機者というような方が多々いたものですから、増床をしてその対策も行ってきました。今後、老々介護が発生したり、長いスパンでの対応というようなこと、当然村もそういうことを想定しながらこの福祉計画なり、それを今年度策定していきますので。今、議員がご提案いただいたものを参考にしながら、今後どういったことを村として対策ができるのかと。それと、村ではこれまでも行っているように、介護予防対策というようなことで、様々な活動をしながら介護予防を行ってきていますし、また在宅での介護等ができる方については割増しの料金を支給しながらそういう対応、対策もしてきております。今後の状況を5年、10年というスパンの中で、見た中で、そこは検討をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) こういう例があるんですよね。これは私の生まれた岩瀬村なんですけ

れども、こういう例があるんですよね。東京に80歳とか、79歳、今度80歳、そうすると、今までマンションに住んでいたんですよね、だけれどもマンションに住んでいて80歳で独り暮らしになると継続できなくてマンションに入れないという、そういう事例が出てくるんですよね。天栄村出身の方々でも、これから東京とか都会に住んでいて、そして独り暮らしになった場合に、結局は継続してもらえないという、そういう事例が出てくるんですよね。そうするとその人がどういう対応を取ったかというと、結局は実家に帰ってきて、東京に女房のお墓建てるのにも500万から600万かかるらしいんですよ、東京で。そうすると、東京でお墓建てるのにも500万、600万かかるんですよ。そしてそれに今度は、結局はマンションが継続してもらえなかったからということで結局実家に帰ってきたと。実家で面倒見てもらえる人はいいかもしれないけれども、実家のほうでも対応できない、そういう場合が出てくると思う。

だから、そういうことも鑑みて、いろいろな方法があると思いますよ、ふるさと納税とか 寄附金した場合に天栄村出身の方にはこういうふうにアパート方式でこういう対応をします とか。だから、天栄村の住人ばかりじゃなくて、天栄村出身で都会に住んでいて、そして都 会でマンションの契約ができなくて結局は自宅に帰ってくるという方が、そういう方が恐ら く、天栄村でそういう事例があるか分かりませんけれども、私の親戚にそういうこともあり ましたので、参考のためにお聞きしますけれども、そういう事例とかそういうことは考えた ことがあるのか。

○議長(服部 晃君) 健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長(森 和昭君) お答えいたします。

議員おっしゃられるように、団塊の世代で東京に集団就職等で実際、天栄村出身の方が関東圏、東京のほうに行かれていて、お年を召して、アパート等の契約等ができなくて、そういう方を実家である天栄村のほうで受け入れるというか、面倒を見るような、そういうことを考えたことがあるのかというご質問かと思いますが、村におきましても、そういった実際のところ村のほうにお年を召して戻ってこられる方はいらっしゃるとは思うんですが、具体的にその方からのお声があって支援してほしいとか、そういうところは今のところ具体的にはお聞きしておりません。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 実際に私のところにあるんですよ。実際に私も天栄村にアパートがなくて、鏡石のアパートを借りてあげて、その人は旦那さんが亡くなって独り暮らしになって、私の後援会の一人のお姉さんなんですけれども、実際に私のところにありました。名前はあえて言いませんけれども、鏡石のアパートを借りて、天栄の私のお友達がそのお姉さんのこ

と面倒を見ているという事例はあります。

だから、そういう方が、今言ったように、団塊の世代の方、昔、今ちょうど80歳前後の 方々がそういうふうになっている事例、私のほうに相談に来て、そういうことはあります。 だから、今後そういうことも多くなると思いますので、そういうのも考えて私はそれを、今 度は何かの方法でそういう方の面倒を見られるような方法も考えたらば、結局はそういう 方々はお金はあるんですよ。ただアパートが結局継続してもらえなくて、戻ってきて、そし て鏡石のアパートに住んで私のお友達が面倒を見ているという、そういう事例はあります。

そういうことを考えますと、天栄村の住民ばかりじゃなくて、今度、村人会がありますよね。村人会の中でもそういう話が村長のほうから、お金はあるんですよ、その方々は。結局は年金もあるし。でも結局アパートそのものが継続してもらえなくて、実家に戻ってきて、天栄村にアパートがなかったから、その人はまだ特老に入るほどの重症ではないです。やがてその方も特老に入るようになると思います。だから天栄村の人ばかりじゃなくて、その今の私らの年代、団塊の世代の方々と、当時、天栄村を去って関東地方に働きに行って、そして独り暮らしになったときに、結局独り暮らしになった場合には保証人もいないし、なかなか、それを何とか、そのふるさと納税とか寄附金とかということを考えて、そういう方法も、一つでは駄目だから天栄村にはこういうふうな普通考えたこともないような発想のことも考えてみては。これは私の意見ですよ、あくまでも。そういうふうな発想もあると思うので、そういうことも考えてみて、今後対策をしてもらいたいと思うんですけれども。

その辺は、村長さんはそういうことを考えることがあるか、また、今課長さんにはそうい う例はまだ来ていないということを聞きましたけれども、今後そういう方が増えると思いま すので、そういうことに対しては村長さんは考えることがあるか、答弁をお願いします。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

私も今いる方々がお年を召してきて、介護サービスを受けるとか、そういったことの今後についての、将来に向けての対応ということは考えてきましたが、新たにご高齢の方々を迎え入れて、村で対応するということは今議員から初めて聞いた中で、この介護保険というのが、保険料を使いながらサービスを提供してきている部分がありますので、1人でもそういう施設に入る方が増えると介護保険料がすごく跳ね上がってくるところもあるんですよ。そういう中で、どの程度まで村としてやれるのか、今議員からお話を聞いた中で、村としてどこまで対応できるか、今後については、まず今いる方々の高齢者福祉の計画を立てていきますので、今の介護福祉、介護制度、そういったものを鑑みながら、総合的な判断、根本的な計画を立てながら今後については検討をしていかなければならないと思っております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) あくまでも、そういうことと何かと何かを組み合わせて。前に総務課長に聞いたときに、そういう方を引き受けた場合には介護保険が高くなるので、それはちょっとと言われましたけれども、でも、そういう方々に寄附金してもらうとか、ふるさと納税してもらうとか。だから、これでは駄目だけれども、こっちとこっちと組み合わせればこうなるとか。そして天栄村の人ばかりじゃなくて、天栄村の出身の方のことも考えて、そして結局は、そういう方々は、結局お墓買うだけでも500万、600万かかるわけですよ、お墓を造るだけでも。そうすると500万、私のあくまでも考えですよ、そういう方法とか、いろいろな方法を考えてみてはどうですかということですよ。

だからそのためには、結局は大部屋とかアパート方式とか、その場合には国の補助金とかそういうのがつくのかとか、これは奇想天外な質問をしているかもしれませんけれども、そのようなことを考えてみて、そして今後そういう方が出てきた場合にも天栄村にはこういうことを考えていますとか、そういうことを考えてみてはどうかと。

あくまでもこれ私の発想であって、そしてそれを今度は役場のほうでどれとどれと組み合わせれば、村のほうも、もし前に総務課長に、住民福祉課長だったときにそういう話をしたことがあるんだけれども、そのときには、国保税が結局高くなるのでちょっと熊田さんそれは無理ですねというような話だった。でもそこでは無理なのかもしれないんですけれども、結局は別な方法を考える。

これはなぜかというと、結局は病院のほうでそういう、病院で前にも村長さん、前の村長さんだったか今の村長さんだか忘れましたけれども、そのような方法をやっている自治体も方法もありますよと質問したことがある。それは添田村長ではなかったですかね、ではなかった。

[「いや、私です。」の声あり]

○8番(熊田喜八君) だからそういう方法もありますということ。

それはなぜかというと、病院のほうで結局は面倒見られなくて、結局3か月間で出されるから。その人達の対応のために病院のほうがそういう方法を考える。だから前にも言ったとおり、天栄村には湯本の診療所があるんだから、診療所の先生がそこで外来で行けば、湯本の診療所の先生の、結局村としては外来の診療料も入るわけですから。だからいろいろなことを考えてみてください。そうすると、何かのいい方法があると思います。

天栄村の住民ばかりじゃなくて、結局は天栄村出身の方も面倒を見るような、安心して天 栄村にまた戻ってきてもいいですよという、そういう方法、その方々にも結局天栄村で安心 して暮らせる方法を考えると、そちらのほうの寄附金とかそういう方法というのはあると思 うんですよ。そういうふうに実際にやっている方が、やっている病院があるわけですからね。 だからそういう方法もありますので。私から言えばいろいろな、これではだめかもしれないけれども、これとこれと組み合わせればできるかもしれないとか、だからいろいろな課長さんの知恵を絞って、執行部の方々いろいろ相談して、これとこれとこれとこれと出み合わせれば村のほうでもこうできると。

そうすると今の湯本小学校、湯本中学校、牧本小学校、そういう方法がある。それを結局あれは解体して後で何に使うといっても、小中学校を統合したからといってその跡地はどうしようとか、まだそういうことまだ考えていないでしょう。そのことも考えて、20年、30年頃にはどうするか、そのときには結局は村の、例えば財政ではできないから国の補助金でできるのかできないのか、そういうこともいろいろ鑑みて、いろいろそういうことを考えて、そして各課長さんにもいろいろそういうのを、補助金のつき方がどういうことがあるかとか、そういうことを考えてみたらどうかと思って私質問したんですけれども、あと2分で終わりますけれども、まとめで、今後そういう考えはお持ちなのか聞いて私の質問は終わりますけれども、答弁を一応お願いします。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

高齢者福祉の充実については今後、検討はしていかなければなりませんので、今、議員が おっしゃったものについては参考意見、ご提案として承っておきます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) とにかく、何かいい方法あると思います。いろいろ考えてみてください。今後、天栄村のために一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

#### ◇ 北 畠 正 君

○議長(服部 晃君) 次に、1番、北畠正君の一般質問の発言を許します。 1番、北畠正君。

〔1番 北畠 正君質問席登壇〕

- ○1番(北畠 正君) 一般質問通告により質問をいたします。
  - 1、村への観光客などの増加策について。

コロナウイルスにより、村内への観光に訪れる方が減少し、旅館や観光施設等、苦しい経営状況が続いております。また、飲食業の売上げも減っています。村でも商品券を配布するなど対策はしていますが、まだまだコロナ以前のようにはなっていません。今後、村外から

お客さんを呼ぶような取組が必要だと思いますが、どのような施策を考えているのか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

村では、本年度も村観光協会と連携し、一人当たり2,000円の宿泊料割引と、1,000円分の買い物クーポンをセットにした「泊まってエールキャンペーン」、農業体験や自然探索などを体験できる体験活動型教育旅行、天栄村サポーター事業などを実施し、観光誘客の促進を図ってまいります。

また、先月27日にリニューアルオープンした道の駅「季の里天栄」には県内外から多くの お客様にお越しいただいており、「季の里天栄」を中心としたふるさと公園が、村の魅力を 広く発信する新たな観光拠点となるよう、その整備を早期に進めてまいります。

さらに、本年度はJR東日本と連携した県の観光キャンペーンや、首都圏等での観光PR イベントが開催されることから、県や近隣市町村、関係団体と連携して、広域的な観光誘客 事業を展開し、入込み数の回復、増加につなげてまいります。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 前に磐越西線に乗ってみたんです。若松方面に行ってきたんですけれども、郡山駅から、年金生活の方々が多いと思うんですけれども、リュックサックを背負ったご夫婦の方が非常に多く乗っていました。どこで降りるのかと思って見たら、若松で大体半分くらい、あと多くの方が喜多方で降りたんですね。だから、そういうようなことでやっぱりPR等が必要だと思います。それで、以前、前の課長にも言ったと思うんですけれども、県との観光セミナーとか、東京や大阪でやったと思うんですけれども、それはコロナ関係で今まではどうだったんでしょうか。この何年かはやっていないんですか。それを。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、芳賀信弘君。

〔產業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長(芳賀信弘君) お答えいたします。

令和2年度にコロナ禍になりまして、イベントがほぼない状態ではございました。ただ、 令和3年度、令和4年度におきましては、広域の観光連盟ですとか、そういったイベントが 年に1回くらい開催されているという状況でございます。令和5年度におきましては、それ が回復するのではないかと今思っておりまして、今月にもそういったイベントがございます ので、参加をしていきたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そういうやつが本当に大事なんですよね、そういうとこに行くと、旅

行会社の方々も来るし、そこで天栄村をPRするのがうんと大事だと思うんです。そういうようなことで旅行会社のほうも「じゃらん」やなんかに載っけたりなんかするわけですから、そういうのが必要だと思います。

ちなみに、令和2年のときの村の観光客の入込み数というのは多分40万人くらいだと思う んですけれども、それが昨年あたりどのくらいに復活していますか。

○議長(服部 晃君) 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長(芳賀信弘君) お答えいたします。

令和2年度の観光入込み客数ですが、観光地をメインとした調査を行っておりまして、令和2年度ですと約23万人となっております。令和2年度、令和3年度はほぼ同様の数字となっておりまして、令和4年度はちょっと回復傾向ということで承知しております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、まだ以前のようには戻っていないというのが状況ですね。そうしますと、やっぱり以前、私らの頃は村長なんかも一緒に歩いたんですけれども、観光協会の方と、村長、トップセールスですね、それで各旅行会社を訪問したりしていたんですよ。そういうやつをこれから続けていかなくちゃならないと思うんですけれども、そういう点についてはどういうふうに考えていますか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、芳賀信弘君。

〔產業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長(芳賀信弘君) お答えいたします。

先ほど村長の答弁にもあったんですが、本年度、福島県がJR東日本の販売促進重点地域ということで指定になりまして、県の観光推進の委員会のほうでもそういったキャンペーンを実施していくということになってございます。それから、県のイベントにおきましても、物販ですとか観光PRのほかに、観光のツアー、そういったものの商談というんですかね、そういったものが行われる予定にもなっておりますので、そういったものには参加して、PRを図っていきたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) やっぱり天栄村を売り込むしかないと思うんですよね。それで、何を 見るのかというと、やっぱりホームページとかを見るんですね。そうすると、村のホームペ ージ見ると、観光協会のホームページはうんときれいで、各旅館や何かにリンクしているん ですよね。あと、単独でブリティッシュヒルズとかホームページに上がっていますけれども、 実際、村本体のほうのホームページというのを見やすくというかよくする必要があるんじゃ ないかと思うんですね。

村には観光施設、資源が結構あるわけですから、羽鳥湖にしろ、二岐渓谷にしろ、今あるわけですから、そういうあるやつをもっと売り込むべきじゃないかと思います。そういうふうなやつはどういうふうに今後進めていく考えでいるんだか。そうしないとお客さん、みんな会津会津と、会津に行っちゃいますんで。どうしても白河から来て、天栄村に留めておかないと、宿泊客なんかは少ないと思うんです。だからそういう点をやっぱり考えていかないとまずいんじゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょうかね。

○議長(服部 晃君) 産業課長、芳賀信弘君。

〔產業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長(芳賀信弘君) お答えいたします。

観光協会のほうは独自に業者さんに委託しまして、ホームページを作成しております。村のほうは村の企画政策課のほうで管理しておりまして、その情報については企画政策課のほうと連携しまして、できるだけ情報発信できるように検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうすると今、ホームページまで言いましたけれども、あとあれですね、今後、村長、トップセールスというんですけれども、今年度はもう始まったばかりでコロナが大体終息してきていますから、各観光協会や何かでは、今後これから行く考えではいるんでしょうか、東京方面とか。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

これまでも村としてできる情報発信をしてまいりました。今年1月には国交省鉄道局長さんに天栄村においでいただいて講演をしたり、あとはJR東日本関係者の方々にもおいでいただいて、これからやっぱり必要になってくるのは体験型の観光ですよと。そういった特化したものをやっていくことが誘客につながる。今、議員がおっしゃったように、会津地区はそれだけのやっぱり魅力のある施設、食べ物、いろいろなものがやっぱりあります。そことまともに勝負してもなかなかやれない。

そのためには、これまでもやってきたように、皆さん、何で今来ていただけるのかと。 6 月1日から村独自の「泊まってエールキャンペーン」、これ実施しました。 1 泊の補助 2,000円、そこにクーポン1,000円。これで大分誘客にはつながる。皆さん今それを見て来ていますし、宮城県については、宮城県独自でその宿泊補助をやっていたりしていると。 大手の代理店なんかもそういうものがあって初めて誘客につながるということもあります。 当然、村の魅力、食、自然、施設もあります。これもしっかりと情報発信をしながら、そしてまた、野菜や米などのトップセールス以外にも観光について天栄村の魅力も発信しながら、代理店

等も回り、ようやくコロナも2類相当から5類になったものですから、大いにそこはPRをしてまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) では今、これから大事なときですので、乗り遅れないように頑張って PR等をしてきたらいいんではないかと思いますので、本当にほかの市町村に負けないよう に、東京に行くとか何かしてPRを図っていただきたいと思います。あと、もう一度ホーム ページのほうを点検して、リニューアルするとか何かして、見やすいように、それをお願い して、まず1つ目の質問を終わります。

次に、2番の農業用水の対策についてですが、毎年、水稲の作付時期になると水田への用水確保に農家が苦労します。特にダムがない大里地区の農家からは、牧本、広戸地区について好ましがられています。村でも農業用水の確保については要望等聞いておられると思いますが、今後どのように改善していくのか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

大里地区の農業用水につきましては、竜田川、第二竜田川、ため池が水利となっており、 牧本地区や広戸地区と比べ確保できる水量が少ないものと認識しております。

このようなことから、村では行政区から要望のあったため池についてはしゅんせつを実施することとし、村管理のため池は、緊急しゅんせつ事業債を活用して村が実施し、村管理以外のため池は行政区が事業主体となり、行政区協働の里づくり交付金を活用してしゅんせつを実施し、水量を確保しております。また、土地改良区が管理する沈砂池につきましても、土地改良区に費用の一部を村が補助し、沈砂池のしゅんせつを実施しております。

今後につきましても、ため池等のしゅんせつにより農業用水の確保に努めるとともに、竜 田川及び第二竜田川の河道掘削事業について県へ要望してまいる考えであります。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 趣旨は分かりました。

それで農業用ため池、これは県のホームページを見ると、県内には大体4,000個ある、4,067かな、あるんですよね。村ではため池台帳に載っかっているのが18あるんです。そうすると、前に北小屋池は補助事業でやったと思うんですけれども、防災重点農業用ため池というのが県内に1,400ほどあるんです。そうすると、村のため池18か所載っかっていますけれども、18か所、これに該当するため池というのはあるんでしょうか。今分かれば。

○議長(服部 晃君) 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- ○建設課長(櫻井幸治君) お答えいたします。防災重点農業用ため池の数でございますが、村には6つほど指定になっております。
- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、その6か所の中に、これは安養寺の奥に長峰池というのがあるんですね。あれと沢邸の奥に小井田輪池、これは上流にあるんですが、あとはさっきの村長の答弁にもありますけれども、国営で整備したやつというのは矢吹西部土地改良区で管理しているような状況ですね。そうすると、村で管理しているやつを整備するのには、今のやつに該当すると補助率がよくて、取り組めると思うんですけれども、この2つは該当しているんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

先ほど議員おっしゃった、長峰池については該当になっておりますが、小井田輪池については該当になっておりません。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、長峰池、これ安養寺の奥の池で、大体現地見ていると思うんですけれども、大体土砂がたまっていて、そんなにたまらない状況なんですね。この池が本当にもったいないと思うんですよ、上流で。だから、これを今言った補助事業に絡めてやれば、飯豊にある北小屋池のようにちゃんとしたため池になると思うんです。だから、そういうふうなやつをこれからどうしていくのか。考えがまるっきりないのか。ちょっと伺いたいと思います。
- ○議長(服部 晃君) 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

整備のほうなんですが、現在のところ、耕作者というんですかね、そちらのほうからの声はまだ聞かれておりませんので、そういった方々の声が聞かれれば整備のほうを進めてまいりたいと考えています。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうすると、本当にこのため池もったいないと思うんですね。上流にあって、ただ水そんなにたまらなくて、ため池台帳からいうと、長峰池というのは貯水量が3,000立米なのかな、それだけたまるんですよね。これがたまって流れれば、水不足のときだって結構利活用できると思うんです。だから、やっぱり地元はどうあるかと思いますけれども、これからの渇水不足にはこういうやつを国が50%、県が20%だと思うんですね、補助

率が。残り30%村で持てばいいわけですから。それだって多分交付税か何かで回収できると思うんです。だからやっぱりそういうやつを活用して、地元の意見なんかも聞きながら整備していかないと困ると思うんですが、どうなんでしょうか。そういう考えはまるっきり、これからなんですか。

○議長(服部 晃君) 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、耕作者のほうとちょっと意見を、お話を聞きながら、どういった 形で整備ができるかというか、整備を進めていくということで検討していきたいと思ってお ります。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) じゃ、そのような方法でお願いしたいと思います。

それで、ご存じのとおり、こっち側、牧本広戸地区についても圃場整備やって40年、四十数年経っているわけですね。だからコンクリートの製品とか何かの目地とか何かみんな漏れていますから、前にも言ったと思うんですけれども、こういうやつもひっくるめて、何かいい補助事業があるはずですから、そういうやつを見て、随時上流から直していけば用水の無駄がなくて、ちゃんとスムーズにいくと思います。

あと、ご存じのとおり釈迦堂川が児渡橋から下はきれいになっていますんで、通水も可能 になっていると思います。

あと、今先ほど言った竜田川もきれいになってきていますから、用水の流れはよくはなっていますけれども、そういうふうな各細かい集落内を走る用水路ですね、それのほうの整備についても部落のほうから要望があれば随時補助事業で対処してお願いしたいと思います。

以上、お願いして終わりたいと思います。

○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本目はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日は休会とし、午前10時から全員協議会、その後、総務常任委員会、産業建設常任委員会、広報常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本会議はあさって8日木曜日、午後2時から開催いたします。 大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時18分)

6 月 定 例 村 議 会

(第2号)

# 令和5年6月天栄村議会定例会

#### 議事日程(第2号)

## 令和5年6月8日(木曜日)午後2時開議

日程第 1 報告第1号 令和4年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について

日程第 2 報告第2号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について

日程第 3 議案第1号 天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第2号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第 5 議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について

日程第 6 陳情審查報告

日程第 7 各委員会閉会中の継続審査申出

日程第 8 表彰状伝達

日程第 9 発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第10 発議案第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の 十分な就学支援を求める意見書の提出について

招集者あいさつ

\_\_\_\_\_\_

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(9名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トキ	子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	9番	大 須	質	渓	仁	君
_		1		-							

10番 服 部 晃 君

#### 欠席議員(1名)

8番 熊 田 喜 八 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	添	田	勝	幸	君	副村長	揚	妻	浩	之	君
教育	長	長	場	壮	夫	君	参 事 兼 総務課長	小	山	富 美	夫	君
参 事 企 画 政 表 計 管 理	:会	熊	田	典	子	君	税務課長	塚	目	弘	昭	君
参 事 住民課		内	山	晴	路	君	健康福祉課 長	森		和	昭	君
産業課	長	芳	賀	信	弘	君	建設課長	櫻	井	幸	治	君
湯 支 所	本長	星		裕	治	君	教育課長	関	根	文	則	君
生涯学 課	·習 長	黒	澤	伸	<b>→</b>	君						

輔

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さつき 書 記 石 井 大事務局長

書 記 渡 邉 久 美

◎開議の宣告

○議長(服部 晃君) ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田喜八君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

(午後 2時00分)

◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(服部 晃君) 日程第1、報告第1号 令和4年度天栄村一般会計繰越明許費繰越し の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫君) 1ページをお願いいたします。

報告第1号 令和4年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定により、令和4年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和5年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

令和4年度天栄村一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉創作センター修繕事業230万円、翌年度繰越額、同額、財源の内訳は一般財源で230万円でございます。

6 款農林水産業費、1項農業費、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備事業3,326万8,000円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債1,310万円、一般財源2,016万8,000円でございます。

2項林業費、ふくしま森林再生事業1億2,634万4,000円、繰越額、同額、財源の内訳は県支出金1億293万1,000円、一般財源2,341万3,000円でございます。

新林地区補助治山事業2,720万円、繰越額、同額、財源の内訳は県支出金935万9,000円、 地方債600万円、一般財源1,184万1,000円でございます。

児渡地区小規模治山事業300万円、繰越額、同額、財源の内訳はその他29万2,000円、一般 財源270万8,000円でございます。

林道一本樹線道路改良事業2,000万円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債1,730万円、一般財源270万円でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業1,800万円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金582万1,000円、一般財源1,217万9,000円でございます。

10款教育費、3項中学校費、天栄中学校体育館修繕事業727万1,000円、繰越額、同額、財源の内訳は一般財源727万1,000円でございます。

合計しますと、合計 2 億3,738万3,000円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金582万1,000円、県支出金 1 億1,229万円、地方債3,640万円、その他29万2,000円、一般財源8,258万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

# ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長(服部 晃君) 日程第2、報告第2号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計 繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長(櫻井幸治君) 報告第2号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明 許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定により、令和4年度天栄 村農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和5 年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、事業名、維持管理適正化計画策定事業、金額 2,155万円、翌年度繰越額、同額、財源内訳、国庫支出金2,150万円、一般財源5万円。 説明は以上でございます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

\_\_\_\_\_

# ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第3、議案第1号 天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長(北畠さつき君) 議案第1号 天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年 法律第88号第8条)の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字牧之内字女神26番地。

氏名 佐藤光榮。

生年月日 昭和29年8月16日生。

住所 天栄村大字上松本字坂下34番地。

氏名 馬場吉信。

生年月日 昭和34年2月11日生。

住所 天栄村大字大里字西小屋125番地。

氏名 春日富夫。

生年月日 昭和36年11月20日生。

住所 天栄村大字大里字仁戸内180番地。

氏名 綱藤清晴。

生年月日 昭和29年3月1日生。

住所 天栄村大字白子字岡谷地74番地3。

氏名 車田京子。

生年月日 昭和51年5月5日生。

住所 天栄村大字飯豊字宮ノ前29番地。

氏名 小針重男。

生年月日 昭和29年10月8日生。

住所 天栄村大字高林字上野136番地4。

氏名 大河原友治。

生年月日 昭和37年2月3日生。

住所 天栄村大字柿之内字四本橋13番地。

氏名 石井正美。

生年月日 昭和33年6月5日生。

住所 天栄村大字湯本字居平2番地。

氏名 佐藤正尉。

生年月日 昭和24年4月26日生。

○議長(服部 晃君) 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) 提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農業委員会委員につきましては、現委員が本年7月19日をもって任期満了となりますので、新たな委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回ご提案申し上げた方々は、いずれも農業に関する知見を有し、農業委員会の委員として適任であります。

なお、9名のうち6名が新任、3名が再任となるもので、任期は7月20日から3年間であります。それぞれの略歴につきましてはお手元の資料のとおりであります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第4、議案第2号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) 議案第2号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、福島県市町村総合事務組合組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、福島県市町村総合事務組合規約(昭和54年規約第1号)の一部を次のとおり変更する。

令和5年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

福島県市町村総合事務組合規約(昭和54年規約第1号)の一部を次のように変更する。

変更後の福島県市町村総合事務組合規約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部若しくは一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号をあらわす漢数字は、アラビア数字を「()」で囲んだものに改め、第3条中、

「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表の構成は、変更前の規約における 上方は変更後の規約における左方とする。

別表第1中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第1項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第4項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

附則。

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合の規約の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料10ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、福島県市町村総合事務組合の構成団体である田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散し、本組合から脱退したため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、こちらの新旧対照表にありますように、別表第1、別表第2 中に表記しておりました「田村広域行政組合」を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第5、議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長(小山富美夫君) 議案第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について。

令和5年度天栄村一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,373万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,423万5,000円とする。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

13ページをお願いいたします。

まず、第2表、地方債の補正の追加でございます。

起債の目的は、山村開発センター修繕事業、限度額2,210万円。起債の方法は証書借入又は証券発行。利率は年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができるものであります。

なお、本事業につきましては、緊急防災減災対策事業債の活用を見込んでおります。 次のページをお願いいたします。

続きまして、起債借入額の限度額の変更でございます。

旧羽鳥小学校施設除却事業につきましては、当初予算におきまして公共施設等適正管理推進事業債の活用を予定しておりましたが、充当率、交付税措置率がともに高い過疎対策事業債の対象事業となる見通しが立ったため、限度額を2,220万円から2,380万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,733万5,000円の増。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

17款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、補正額70万円の増。学校安全特別対策事業費補助金の計上でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,200万円の増。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額160万円の増。旧羽鳥小学校施設除却事業に係る起債借入限度額の増額分を計上しているところでございます。

4目農林水産業債、補正額2,210万円の増。こちらにつきましては、山村開発センター修繕事業の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額560万円の増。こちらは、集会施設のバリアフリー改修や車椅子及び担架購入に係る補助として集会施設等整備事業補助金560万円を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額66万円の増。こちらは、前年度にシステム改修を実施しました戸籍事務内連携機能に係る保守委託費用としまして、12節戸籍事務内連携システム保守委託料66万円を計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、7目電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、補正額1,743万8,000円の増。こちらは、エネルギーや食料品等の価格高騰に伴い、その影響を特に受けやすい住民税非課税世帯を支援するために、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、1世帯当たり3万円を給付する事業経費といたしまして、10節消耗器材5万1,000円、11節郵便料12万4,000円、12節電算委託料76万3,000円、18節給付金1,650万円を計上しているところでございます。

2項児童福祉費、3目保育所施設費、補正額110万円の増。こちらは、天栄保育所給食室 の冷凍冷蔵庫が故障したため新規購入する経費といたしまして、17節備品購入費110万円を 計上しております。

6 款農林水産業費、1項農業費、10目開発センター費、補正額2,214万3,000円の増。こちらは、緊急防災減災事業債を活用いたしまして、老朽化しております山村開発センターのトイレ設備の改修を実施するために、14節工事請負費としまして2,214万3,000円を計上しております。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額130万円の増。こちらは、老朽化しておりました、やすらぎ橋の展望台の撤去を実施するために、14節工事請負費としまして130万円を計上しております。

4 目地域開発費、補正額244万5,000円の増。こちらは、有害鳥獣対策に係る地域おこし協力隊1名を新規に雇用する見込みのため、1節報酬171万円、13節賃借料73万5,000円を計上しているところでございます。

9 款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額231万円の増。こちらは、消防団活動支援隊の福利厚生の充実を図るために、11節活動支援隊に係る損害保険料11万円、17節はっぴの購入費といたしまして220万円を計上しております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額120万円の増。こちらは送迎用バスに係る置き去り安全装置の設置が義務化されたことに伴い、県の学校安全特別対策事業費補助金を活用いたしまして、天栄幼稚園及び湯本幼稚園分の送迎バスへの安全装置を設置する事業といたしまして、14節工事請負費120万円を計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額46万1,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎陳情審査報告

○議長(服部 晃君) 日程第6、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件2件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

[総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇]

〇総務常任委員会委員長(小山克彦君) 令和5年6月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。 陳情審查報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則 第95条の規定により報告します。

受理番号4、令和5年6月6日。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。 審査結果、採択。委員会の意見、現在、地方自治体にはより新しく、極めて多岐にわたる役割が求められている状況にあることから、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、これらの行政需要を的確に把握するとともに、物価高騰等も勘案しながら地方財源措置の充実・強化を図られるよう国に意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号 5、令和 5 年 6 月 6 日。件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、 被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果、採択。東 日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、 引き続き、令和 6 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」に よる十分な就学支援に必要な予算確保を国に求める。措置、地方自治法第99条に基づく意見 書提出。

以上でございます。

○議長(服部 晃君) 報告が終わりましたので、受理番号4、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号5、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十

分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会委員長に対す る質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

#### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長(服部 晃君) 日程第7、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出を願います。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長(円谷 要君) 令和5年6月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件(1)本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。
  - 2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

[総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇]

〇総務常任委員会委員長(小山克彦君) 令和5年6月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)総務常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(渡部 勉君) 令和5年6月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)産業建設常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。
  - 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと 思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔議会広報常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長(揚妻一男君) 令和5年6月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会議会広報常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究、研修。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと 思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### ◎表彰状伝達

○議長(服部 晃君) 日程第8、表彰状伝達を議題といたします。

今月5日に開催された福島県町村議会議長会総会において、議会議員として20年以上在職

し、村自治振興に尽くされた特別功労者として、6番、揚妻一男君、5番、廣瀬和吉君、4番、小山克彦君の3名に対し、表彰状が贈られます。また、同じく11年以上在職し、村自治振興に尽くされたとして、9番、大須賀渓仁君、3番、大浦トキ子君、10番、服部晃の3名に対し自治功労者として表彰状が贈られていますので、ここで伝達いたします。

初めに、特別功労者の伝達を行います。

6番、揚妻一男君、5番、廣瀬和吉君、4番、小山克彦君の順に1人ずつ前へお進みください。

続いて、自治功労者の伝達を行います。

9番、大須賀渓仁君、3番、大浦トキ子君の順に前にお進みください。

[表彰状伝達]

○議長(服部 晃君) 受賞された皆さん、誠におめでとうございます。

これで表彰状の伝達を終わります。

ここで暫時休議いたします。3時まで休議いたします。

(午後 2時44分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

# ◎日程の追加

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議案日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時00分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時01分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、小山克彦君。

[4番 小山克彦君登壇]

○4番(小山克彦君) 発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。 この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定によ り提出いたします。

令和5年6月8日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

現在、地方自治体には、社会保障制度の整備、地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、そして行政のデジタル化推進など極めて多岐にわたる役割が求められている。

さらに、コロナの影響等による人材不足や急激な物価高騰など、新たな課題も生まれていることから、次年度にける政府予算と地方財政の検討にあたっては、物価高騰等を勘案した的確な見積もりを実施し、地方の諸課題を解決するための財政の充実・強化を国に求めるため。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣(少子化·男女共同参画)

なお、意見書については、以下のとおりであります。

以上です。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_\_

# ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第10、発議案第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

2番、円谷要君。

[2番 円谷 要君登壇]

○2番(円谷 要君) 発議案第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災 児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年6月8日。

提出者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもの就学・修学を保障するために、

引き続き、令和6年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と 十分な就学支援に必要な予算確保を国に求めるため。

意見書送付先

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

意見書については、別紙のとおりでございますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

-59-

#### ◎招集者あいさつ

○議長(服部 晃君) ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) 令和5年6月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、これまでのご功績により、福島県町村議会議長会表彰の栄に浴されました6名の 皆様方に、改めてお祝いとお喜びを申し上げます。

今後も村政進展にさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員の皆様方におかれましては、6月6日から本日までの3日間にわたりまして、 令和5年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜 り、厚くお礼申し上げます。

本日、成立を見ました一般会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長(服部 晃君) これで招集者挨拶を終わります。

## ◎閉会の宣告

○議長(服部 晃君) 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 8月28日

参 考 資 料

# 議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日	結 果	
報告1号	令和4年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告につ	6月8日		
	いて	ОЛОЦ		
2号	令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費	6月8日		
2 <del>5</del>	繰越しの報告について	ОЛОЦ		
議案1号	天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることに	6月8日	同 意	
	ついて	ОЛОЦ	14 心	
	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数			
2号	の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更に	6月8日	原案可決	
	ついて			
3号	令和5年度天栄村一般会計補正予算について	6月8日	原案可決	

# 議 員 提 出 議 案

議案番号	件	名	議決月日	結 果
発議1号	地方財政の充実・強化を求める意見	6月8日	原案可決	
2号	国の「被災児童生徒就学支援等事業	美」の継続と、被災児	6月8日	原案可決
	童生徒の十分な就学支援を求める意	<b>賃見書の提出について</b>	одор	你采り伏

# 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
4			福島県岩瀬郡鏡石町諏	
			訪町380-8	
	令和5年	地方財政の充実・強化を求	日本労働組合総連合会	総務
	4月24日	める意見書提出陳情書	福島県連合会	常任委員会
			須賀川地区連合会	
			議長 島田 浩光	

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
		国の「被災児童生徒就学支	福島県福島市上浜町	
令 和 5 5月1	令 和 5 年	援等事業」の継続と、被災	10-38	総務
		児童生徒の十分な就学支	福島県教職員組合	常任委員会
	3月13日	援を求める意見書の提出	中央執行委員長	吊任安貝云
		を求める陳情書	瀬戸 禎子	

# 陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結	果
4	令和5年 6月6日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書	採	択
5	令和5年6月6日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災 児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を 求める陳情書	採	択